明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○災害対策基本法第百二条第一項の徴収金等の範囲を定める省令の一部を改正する省令（**総務**六六）　一

〔告　示〕

○租税特別措置法施行令第三十九条の二十八の二第四項の規定に基づき特定投資事業有限責任組合契約を指定した件（**内閣府・経済産業**一）　一

○租税特別措置法施行令第三十九条の二十八の二第三項及び第六項の規定に基づき内閣総理大臣及び経済産業大臣が定める特定投資事業有限責任組合契約の指定に関する基準を定める件の一部を改正する件（**同**二）　二

○災害対策基本法施行令の規定に基づき平成三十年五月二十日から七月十日までの間の豪雨及び暴風雨に係る同令第四十三条第三項の地方公共団体を指定する件（**総務**四〇一）

○文部省所管の補助金等に関する事務を都道府県教育委員会が行うこととなった件の一部を改正する件（**文部科学**二二七）

○主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の施行に関する件の一部を改正する件（**農林水産**二六六二）

○保安林の指定をする件（**同**二六六三～二六八一）

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の規定に基づき調達価格等を定める件の一部を改正する件（**経済産業**二三八）

○道路に関する件（**関東地方整備局**二六二～二六四）

○道路に関する件（**四国地方整備局**八九～九二）

〔国会事項〕

最高裁判所

〔人事異動〕

最高裁判所

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

人事交流を希望する民間企業の公募（人事院）

法　務

公証人任免（法務省）

〔公　告〕

諸事項

官庁

財団、無縁墳墓等改葬関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係

会社その他

省令

○総務省令第六十六号

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第百二条第一項の規定に基づき、災害対策基本法第百二条第一項の徴収金等の範囲を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十二月十日

総務大臣　石田　真敏

災害対策基本法第百二条第一項の徴収金等の範囲を定める省令の一部を改正する省令

災害対策基本法第百二条第一項の徴収金等の範囲を定める省令（昭和三十七年自治省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 1　この省令は、公布の日から施行する。 2　平成二十八年熊本地震による災害及び平成三十年七月豪雨による災害についての第二条の規定の適用については、同条中「八　前各号に掲げるもののほか、これらに類する対策」とあるのは、「／八　中小企業等グループ施設等復旧整備対策／九　前各号に掲げるもののほか、これらに類する対策／」とする。	**附　則** 1　この省令は、公布の日から施行する。 2　平成二十八年熊本地震による災害についての第二条の規定の適用については、同条中「八　前各号に掲げるもののほか、これらに類する対策」とあるのは、「／八　中小企業等グループ施設等復旧整備対策／九　前各号に掲げるもののほか、これらに類する対策／」とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。